

マンション等みなし自治会登録について

【目的】

マンション等の住民相互のつながりや、行政や近隣自治会、地域コミュニティ協議会等とのつながりが希薄な状態は、災害時など、住民の方の安全確保の観点からも深く懸念されるところです。また、災害時の対応等で行政とマンション等が相互に情報共有ができないことも大きな課題と考えています。本来は自治会や自主防災会等の共助の組織を作り加入いただくことが重要と考えていますが、現在、そのような組織を設置することを負担に感じる方が増えていることから、現在、自治会に加入していないマンション等の管理組合に、行政や地域との窓口となる機能や、住民相互のコミュニティ形成機能を持っていただくことを目的とします。

【登録方法】

- ・「マンション等みなし自治会登録届」を自治・共助振興室まで提出してください。
- ・初回と変更時のみ管理組合理約を添付してください。

【登録条件】

- ・区分所有法によるマンション等の管理組合理約にコミュニティ形成にかかる条項があること。
- ・マンション等の管理組合総会で、本制度に登録することを決議していただくこと。
- ・現在ある自治会区域に入っていないこと。（自治会に加入していないだけでなく、区域に入っていない必要があります。）

【登録によりできること】

- ・行政や地域との窓口ができることで、地域とつながりができ、いざという時に安心です。
- ・地域に関する相談など、行政とのパイプができます。
- ・希望があれば、行政からのお知らせ（回覧物やポスター等）を提供します。またご希望の内容で助成制度などのご案内をいたします。
- ・マンション等で行われる防災訓練の実施支援が可能です。
- ・地域コミュニティ協議会（※）との連絡調整を行います。

【留意事項】

- ・本制度は、自治会とは異なります。自治会が対象の補助金などは受けられません。
- ・この制度に登録することが、自治会費等の徴収を行う根拠とはなりません。

※「地域コミュニティ協議会」とは、小学校区ごとに設置されていて、地域の自治会やスポーツ・青少年活動等の各種団体、また住民の皆さんが集まって情報交換を行ったり、地域の課題を話し合ったりする場です。活動の内容は校区によって様々ですが、地域一斉防災訓練を行ったり、校区まつり等のイベントを開催したりしています。年に4回程度、コミュニティニュースを発行しています。